

令和2年 第2回

木古内町議会臨時会会議録

令和2年 5月28日 開会

令和2年 5月28日 閉会

木古内町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木古内町議会議長 又 地 信 也

目 次

提出された案件及び議決結果	1
第1日目（令和2年5月28日）	
議事日程	2
開会・開議の宣告	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期の決定	3
日程第 3 行政報告	3
日程第 4 議案第1号 令和2年度木古内町一般会計補正予算（第4号）	4
日程第 5 議案第2号 木古内町小規模多機能型居宅介護施設建設工事（建築主体）請負契約の締結について	7
閉会の宣告	9
会議録署名議員の署名	10

令和2年 5月28日(木) 第1号

- 開会日時 令和2年 5月28日(木曜日) 午前10時00分
○ 閉会日時 令和2年 5月28日(木曜日) 午前10時25分
-

・出席議員(10名)

1番	平野武志	6番	新井田昭男
2番	手塚昌宏	7番	相澤巧
3番	東出洋一	8番	廣瀬雅一
4番	吉田裕幸	副議長	9番 竹田努
5番	安齋彰	議長	10番 又地信也

・欠席議員(なし)

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	鈴木慎也
副町長	羽沢裕一
総務課長	福田伸一
会計管理者	幅崎英樹
まちづくり新幹線課長	木村春樹
産業経済課長	片桐一路
建設水道課長	構口学
教育長	野村広章
生涯学習課長	吉田宏
代表監査委員	柿崎重朋

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	加藤隆一
議事担当主査	堺泰幸

令和2年第2回臨時会 提出案件及び議決結果表

議 件 番 号	議 件 名	議 決 月 日	議 決 結 果
議案第1号	令和2年度木古内町一般会計補正予算（第4号）	2. 5. 28	原案可決
議案第2号	木古内町小規模多機能型居宅介護施設建設工事 （建築主体）請負契約の締結について	2. 5. 28	原案可決

令和2年 第2回 木古内町議会臨時会 議事日程

第1号 令和2年5月28日(木)

午前10時00分開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		行政報告
4	議案 第1号	令和2年度木古内町一般会計補正予算(第4号)
5	議案 第2号	木古内町小規模多機能型居宅介護施設建設工事(建築主体)請負契約の締結について

(午前10時00分 開会)

開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○議長(又地信也君) 定刻になりましたので、ただいまから、令和2年第2回木古内町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。

よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(又地信也君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。

6番 新井田昭男君、7番 相澤 巧君。以上、2名を指名いたします。

会 期 の 決 定

○議長(又地信也君) 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今、臨時会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

行 政 報 告

○議長(又地信也君) 日程第3 行政報告。

教育長より教育行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

教育長。

○教育長(野村広章君) 皆様、おはようございます。

教育行政報告が1件ございますので、報告をさせていただきたいと思っております。

1. 新型コロナウイルス感染症に対応した小中学校の臨時休業等について。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、木古内小学校並びに木古内中学校

は、令和2年4月20日から5月6日まで臨時休業したところですが、国の緊急事態宣言の期間が延長されたことに伴い、北海道教育委員会教育長より各学校の臨時休業を5月31日まで延長してほしい旨のさらなる要請を受けました。

このため、臨時校長会を開催し、木古内小学校並びに木古内中学校における5月7日から5月31日までの臨時休業延長を決定し、保護者に連絡するとともに、5月8日分散登校日において児童生徒に学習課題、家庭における感染症対策、健康観察資料などを配付しております。

また、5月の分散登校の実施については、感染予防を図りながら児童生徒の生活リズムを整えるとともに、学習状況の把握等を行うため、8日は1時間程度、18日から22日までの第4週においては、小中学校ともに4時間授業が2日間行われました。25日から29日までの第5週においては、学校再開に近い状態に移行するため、小学校では4時間授業、中学校では6時間授業が3日間行われることとなっております。

さらに、小学校第6学年並びに中学校第3学年の学習指導については、来年度への繰り越しが難しいため、第4週及び第5週において他の学年に優先して登校日を1日多くするとともに、第5週の全学年の登校日においては学校給食を提供しております。

なお、木古内小学校並びに木古内中学校においては、基本的な感染症対策の徹底を図りながら、6月1日から通常授業を再開することとしております。以上でございます。

○議長(又地信也君) 教育長より教育行政報告がありました。質疑ございませんか。お受けしたいと思います。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、以上をもちまして、教育行政報告を終了いたします。

議案第1号 令和2年度木古内町一般会計補正予算(第4号)

○議長(又地信也君) 日程第4 議案第1号 令和2年度木古内町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) 皆様、おはようございます。

それでは、ただいま上程となりました、議案第1号 令和2年度木古内町一般会計補正予算(第4号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、2,366万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を44億5,952万4,000円とするものです。

それでは、歳出からご説明いたします。

7ページをお開き願います。

6款 農林水産業費、1項 農業費、4目 農業振興費、10節 需用費 57万円及び、11節 役務費 9万4,000円は、子育て世帯支給用米購入費と配送料です。

本事業は、小・中・高等学校の児童生徒及び未就学児のいる世帯に、木古内産米「ふっく

りんこ」を支給することにより、新型コロナウイルスの感染拡大防止による学校休校で負担が増えた食費の軽減を図るとともに、食味ランキングで最高評価となる特Aの評価を受けた「ふっくりんこ」のPR及び米の消費拡大、食育の推進に資することを目的とするものです。

対象者一人に対し、5kgを支給することとしておりまして、対象者は約300人、170世帯を見込んでおります。

資料番号1の議案説明資料の5ページに、資料を添付していますのでご参照願います。

次に、8ページをお開き願います。

7款・1項 商工費、2目 商工振興費、18節 負担金補助及び交付金 2,300万円は、木古内町事業継続応援助成金です。

本事業は、新型コロナウイルス感染症の終息が見えない状況の中、地域経済を守るため事業を継続している町内事業者を応援し、引き続き事業を継続していただくため、町内事業者を対象に助成金を交付するものです。木古内町新型コロナウイルス感染拡大防止協力金及び木古内町新型コロナウイルス対策支援金の交付を受けている事業者を除き、1事業者あたり10万円を支給することとしており、対象事業者は230名です。

資料番号1、議案説明資料の1ページから4ページに、資料を添付しておりますのでご参照願います。

次に、歳入の説明をいたします。

6ページをお開き願います。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、1目・1節 財政調整基金繰入金 2,366万4,000円は、このたびの補正を財政調整基金から繰り入れて財源とするものです。

なお、今回のような新型コロナウイルス感染症関連の事業につきましては、現在、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画策定等の事務を進めております。

今後の議会で、地方創生臨時交付金への財源振替を行う予定としております。

以上、提案理由といたします。よろしくご審議お願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) ただいまの予算については、特に異論はないわけでありまして、ただ第一弾、飲食店の30万円から20万円、今回の10万円ってというようなことで、多くの事業者、商売をなさっているかたは、これである程度一息付けるのかなっていうふうに思っています。

ただ、この商売以外の一般町民。それで、よくパート・アルバイト等しているかたについては、いま国で言っている雇用助成だとかそういうものにも対象にならない。そういうことからしますと、ほかの町でも取り組んでいる例えば地域経済含めた部分の地域振興券みたいそういうものを今後やはり検討すべきでないかっていうふうに思います。

それと今回、新型コロナウイルス感染については、木古内はどっちかと言えば道南でも早い、七飯に次いで木古内町が話題になったこの事例です。このことを振り返って見ると今日、例えば医療機関、病院、それと高齢者の施設等がやはり集団感染しなかったってこの職員の努力っていうか、そういうものに向けて何らかのやはり手立てが必要だろうっていうふうに考えます。ただ、きのうの国の二次補正の中では、医療従事者にどうこうっていう部分のコメントもありますし、ただ我が町としてもそういう部分についてもやはり検討すべきで

ないのかなっていうふうに思っています。これは今後、6月の定例等の中で十分ご検討いただきたいなっていうことを申し添えておきます。特にもし町長、考え等あれば。

○議長(又地信也君) 今回の議案第1号とちょっとかけ離れていると思うんですね、いまの質疑はと思いますけれども、もし町長のほうで何かあれば答弁をと思いますけれども。

町長。

○町長(鈴木慎也君) まず先に、町民パートへの支援策、医療福祉等への何かすべきじゃないかというお尋ねについてですが、現在、町としましては今後の具体策について、積極的に考えております。ただ、しっかりとした制度設計がまだできていないんですが、今後、町内での商品券の配布などクーポン券の配布、あと医療福祉に関するかたの支援補助というものももちろん考えております。

それで、全体的な我が町としてのいままでの取り組み、そしてこれからの考え方という部分では、まず今回、感染症によってお亡くなりになられたかた、全国でおられます。まず、お一人おひとりのご冥福をお祈りするとともに、また感染された全ての皆様にお見舞い申し上げます。

また、当町では2月以降感染者は発生しておりません。これもひとえに町民の皆様のご理解とご協力のおかげと心より感謝しております。

5月25日に、政府の緊急事態宣言が解除されました。緊急事態宣言中の命と暮らしを守るから、暮らしと経済を立て直す段階に入りました。引き続き、油断することなく、町民の皆さんと力をあわせて、「コロナ」という見えない敵に知恵と工夫を出しあって、戦う新しいステージであります。

5月27日に、政府の二次補正予算案で地方創生の臨時交付金の追加が閣議決定されました。

先ほど竹田副議長からの質問もこの件かと思えます。町といたしましては、国からでは目が届かない町の現状をしっかりと把握して、町民のいま困っている声を形にすべく、独自性もある対策を実現するために、立ち止まることなく、歩みを進め、町民一人ひとりのために最大限努力し、努めてまいります。

いまやるべきことは、二波の克服と三波・四波への備えであります。主に、新しい生活様式、北海道スタイルの取り組みのための準備、そして継続した感染防止対策、経済の立て直し、経済の活性化にこれから力を入れてまいります。

町は引き続き、寄り添いながら徹底した町民目線、事業者目線で対策に取り組んでまいります。町民の健康と命を生活を守るためには、引き続き、やれることは全てやるという覚悟でございます。

今後も全ての新型コロナ感染症に関する支援策等において、必要だと判断した場合は、迷わずスピード感を持ちながら、対策を講じていきます。

町議会議員の皆様におかれましては、今後ともご理解とご協力のほどお願いいたします。

私からは、以上です。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 令和2年度木古内町一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第2号 木古内町小規模多機能型居宅介護施設建設工事(建築主体) 請負契約の締結について

○議長(又地信也君) 日程第5 議案第2号 木古内町小規模多機能型居宅介護施設建設工事(建築主体) 請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程となりました、議案第2号 木古内町小規模多機能型居宅介護施設建設工事(建築主体) 請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

このたび提案する工事につきましては、予定価格が5,000万円を超えることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づき、工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、木古内町小規模多機能型居宅介護施設建設工事(建築主体)。工事場所は、上磯郡木古内町字木古内地内。請負契約金額は、9,993万5,000円。契約の相手方は、森川・西山・奈良 経常建設共同企業体。契約の方法は、指名競争入札でございます。

議案の次のページに資料番号2として、入札執行状況を添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) 6番 新井田でございます。

いま議案2について、ちょっと説明をいただきました。数字に関しては、どうのこうのっていうことではないんですけども、ただコロナに関する状況の中で、当然ながら現場担当もいろんなご案内のとおり、建築業っていうのは非常に業者の裾野が広い業種でございますので、いまのところ木古内もいまご報告あったように、感染者が出ていないという中で、非常に良い方向にいつていることは事実なんだけれども、こういうやはり密のある現場の作業の中で、やはり危険性がちょっと大なるものがあるとそんなふうに認識はしているだけ

ども、当然ながら現場のサイドでは、いろんな状況を鑑みながら対応していると思うんだけど、町としてはどんな状況の中で対応していくのか、あるいは現場に対しての要望とか、そういう部分は何か考えているのか、その辺ちょっと聞きたいんだけど。

○議長(又地信也君) 建設水道課長。

○建設水道課長(構口 学君) 新井田議員のご質問についてですが、これから現場を進めていく上で、コロナ対策に対してどのような対応をするのか、若しくはとっていくのかということについてのご質問だと思います。

まず、こういった公共工事外での現場に対するものに関しては、建築段階ではさほど三密状態にはならない工事だとまず私は思っております。その中で、こういった箱物の工事に対して、箱ができた中でその密な状態というのが生まれてくると思われます。

これから発注をする上で、箱ができるまではある程度、一定期間がかかりますので、まずはその段階でこのコロナの状況がどうなっているかということ判断することになるかと思えます。その中で、現状が変わらなければ三密を避けるような状態を業者と毎週、二週間程度に1回ずつ程度、工程協議というのをしておりますので、その中で詰めながら工事のほうは進めていくような考えでいるところでございます。以上です。

○議長(又地信也君) 6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) いま、構口課長からちょっとご報告いただきました。おっしゃるとおりだと思います。しかしながら、二週間程度の工程会議だとかちょっと言うそういうお話でしたけれども、やはり状況を見て回数を増やすとか、あるいは工事ですから安全衛生管理とかいろんな組織があるので、そういう中でまたいろんな話が出て、手を尽くすんだろうと思えますけれども、ぜひそんな形でここから出さないような形で、行政も対応していただければなとそんなふうに思えます。

あともう1点です。これも私の勘違いだと思うんですけども、ちょっと確認で、この入札が5月の22日ですよ。きのう、私ちょっとたまさか現場の近く通ったんですけども、いまいまの段階で結構塀だとか囲いだとかいろいろしていますよね。ちょっと目線から見ると入札執行前っていうことは、まずあり得ないと思うんですけども、その辺ちょっと確認したいんですけども、前からやっているってことでないよね。ちょっとその辺確認したいと思えます。

○議長(又地信也君) 建設水道課長。

○建設水道課長(構口 学君) いま現場のほうで、囲い柵がある工事なんですけど、隣接しております北海道が発注しております、道営住宅の工事のほうをいま進めておりますので、その柵になります。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号 木古内町小規模多機能型居宅介護施設建設工事（建築主体）請負契約の締結については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

閉 会 の 宣 告

○議長(又地信也君) 以上をもちまして、今臨時会に付議されました案件は全て審議を終了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもちまして、令和2年第2回木古内町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労様でした。

（ 午前10時25分 閉会 ）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年5月28日

木古内町議会議長 又 地 信 也

署 名 議 員 新井田 昭 男

署 名 議 員 相 澤 巧